

物資購入の取り扱いに関する仕様書

1、南あわじ市学校給食センター及び南あわじ市沼島学校給食センター
食材調達基準
(令和6年10月9日付け教育長決裁)

2、物資購入の取り扱いに関する仕様
(令和6年10月 日付け教育長決裁)

- (1) 南あわじ市学校給食センター及び南あわじ市沼島学校給食センター
年間使用物資の見積に関する仕様
- (2) 南あわじ市学校給食センター及び南あわじ市沼島学校給食センター
月別使用物資の見積に関する仕様
- (3) 南あわじ市学校給食センター及び南あわじ市沼島学校給食センター
発注・納品に関する仕様

3、資料・様式

- ・学校給食用物資見積参加者名簿登録申請書 様式1
- ・物資見積依頼について 様式2 様式2-1
- ・物資見積書 様式3 様式3-1
- ・物資見積辞退届 様式4
- ・契約基本条項
- ・その他センターが必要とする書類

令和7年4月1日 南あわじ市教育委員会
一部改正 令和7年12月4日

1、南あわじ市学校給食センター及び南あわじ市沼島学校給食センター
食材調達基準

令和7年4月1日制定
一部改正 令和7年12月4日

南あわじ市教育委員会

第1 策定の目的

学校給食に使用する物資は、食物アレルギー事故防止など安全及び衛生管理の観点から、価格の他に品質や成分等多岐にわたる諸要素をその都度確認の上、購入を決定する必要がある。

このため、価格だけで決定することになる競争入札は、食材の選定方法に適さないことから、南あわじ市学校給食センター及び南あわじ市沼島学校給食センター（以下「給食センター」という。）における食材の購入は、地方自治法施行令第167条の2第6号に基づく随意契約とし、価格や品質などの比較により、購入材料を決定している。

しかし、見積に際し、明白な競争事項である「価格」以外も評価項目としていることから、運用を誤ると、競争性を担保できず、公正かつ適正な取引を損なうことにつながる。

このため、本基準及び物資購入の取り扱いに関する仕様を定めることにより、公正かつ適正な取引を期すものである。

ただし、専ら地場産品の納入が見込まれ、特に当該納入に係る契約を締結する物資については、この基準の適用外とする。

第2 用語の定義

この基準において、使用する用語の定義を次のように改める。

1 物資	学校給食に使用する食材全般
2 見積	価格や品質等の比較により、購入物資を決定する一連の随意契約に係る手続きに徴するもの
3 物資納入業者	見積に参加し、物資を納入する業者
4 物資見積参加名簿	給食センターが定める物資の見積に係る参加業者名簿
5 物資見積参加登録	物資見積参加者名簿への登録
6 内容成分表	複数の食材を使用した加工食品の詳細な成分を記載したもの
7 食品に関する法令	学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）、 食品表示法（平成25年法律第70号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食材に関する法令全般

第3 物資納入業者

1 物資納入業者

- (1) 物資納入業者は、物資見積参加登録されているものとする。
- (2) 物資見積参加登録は、原則として3年更新とする。ただし、期間の途中で参加し、登録された物資納入業者の更新時期は、先行されている物資納入業者の更新時期とする。
- (3) 物資納入業者は、申請事項に変更が生じたときは、速やかに給食センターに届けなければならない。
- (4) 物資見積参加登録に係る様式は、別に定めるものとする。

2 物資見積参加登録基準

物資見積参加登録は、次の事項をすべて満たすこととする。

- (1) 学校給食の趣旨を理解し、食品に関する法令を遵守し、学校給食の運営に協力することを了承できること。
- (2) 製造設備、製品の保管設備その他の衛生上必要な設備を有すること。
- (3) 製造及び供給能力が十分で指定日時に所要量を納入できること。
- (4) 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- (5) 発注数量が、状況により、変更になる場合があることを了承できること。
- (6) 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 納税の義務を履行していること

3 物資見積参加登録の抹消

物資見積参加登録された物資納入業者が、次の事項に該当する場合は、市長は、当該参加登録を抹消することができるものとする。

- (1) 物資見積参加登録基準に適合していないとき。
- (2) 故意または過失により、異物混入、規格外の食材、数量の過不足などの重大な事故が複数回あり、かつ、適正な対応がなされなかつたとき。
- (3) そのほか重大な不正又は過失があつたとき。

4 物資納入業者の安全及び衛生への協力

給食センターは、安全及び衛生管理のため、物資納入業者に次の事項を協力依頼するものとする。

- (1) 食物アレルギーに関する事故を防止するため、物資に係る成分表を提出すること。
- (2) 年度途中において、物資納入業者の施設整備及び衛生管理について、巡回点検を行うこと。
- (3) 巡回点検において、施設設備及び衛生管理について不備な点があつた場合は物資納入業者に改善を求められること。
- (4) 物資に異物混入等の事故が生じた場合は、物資納入業者に対し、その原因に関する報告書の提出を求めること。
- (5) 物資納入業者は、前号に関する報告書の提出を求められた時は、速やかに報告書を提出するとともに、その原因となつた事例の改善について書面で提出すること。

第4 見積り

1 対象となる物資

月別見積及び年間見積により決定する物資全てを対象とする。

2 物資選定委員

南あわじ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の者を物資選定委員に任命し、見積による物資の選定に当たらせるものとする。

- (1) 栄養教諭、学校栄養職員、栄養士
- (2) 教育委員会代表者
- (3) 給食センターに所属する事務職員及び調理員代表者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた者

3 見積における評価項目

物資選定委員が学校給食法に基づき、次の項目で評価を行い、総合評価が高いものを購入物資として決定するものとする。

- (1) 一般物資

ア 産地

- ・国産品を優先とする。

【例】市内産→島内産→兵庫県産→国内産→外国産

イ 價格

- ・廉価なものを優先とする。

ウ 規格・品質

- ・学校給食の使用に適していると認められるものを優先とする。

エ 食物アレルギーに係る安全性

- ・食物アレルギーの観点から、安全性の高いものを優先とする。

- (2) 肉・魚・青果物

ア 産地

- ・市内産を優先とする。

【例】市内産→島内産→兵庫県産→国内産→外国産

イ 價格

- ・廉価なものを優先とする。

ウ 規格・品質

- ・学校給食の使用に適していると認められるものを優先とする。

エ 納入確実性（青果物のみ）

- ・青果物については、気象状況等により見積後に品質等が変化する可能性があり、物資納入業者によっては見積時と納入時に品質に大きな開きが生じる場合がある。このため、食材別の納入実績を評価項目とし、過去の納入時の事故の有無やその対応を鑑み評価を行うものとする。

4 規格の基準

物資の規格は、特に定めるもののほか、次の事項が適正に遵守されているものとする。

- (1) 食品に関する法令の定めを順守すること。

- (2) 青果物の規格は、当該年度 4 月 1 日現在、有効な全国的な青果物等標準出荷規格によること。
- (3) 農薬使用履歴等が管理され、安全確保に取り組み生産されているものであること。

5 見本品（サンプル）

見積時に提出する見本品は、特に定めるもののほか、次の事項が適正に遵守されているものとする。

- (1) 現に納入する物資と同品質のものとすること。

6 表示・証明

物資の表示は、特に定めるもののほか、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）によるものとし、次の事項が適正に遵守されているものとする。

- (1) 「遺伝子組み換え」に係る義務表示が行われていること。
- (2) 期限表示、製造年月日、加工年月日等が包装又は証明書などに明示されていること。
- (3) 原料・原産国又は原産地、製造・販売業者の名称及び所在地（製造所固有記号）等が包装又は証明書などに表示されていること。
- (4) アレルゲン（義務表示・推奨表示対象全 28 品目）を含む食品の原材料が食品規格書等に表示されていること

第 5 契約

1 契約事項は、別紙によるものとする。

第 6 その他

1 この基準に定めるもののほか、物資の調達に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

2、南あわじ市学校給食センター及び南あわじ市沼島学校給食センター物資購入の
取り扱いに関する仕様

令和7年4月1日制定

南あわじ市教育委員会

(1) 南あわじ市学校給食センター及び南あわじ市沼島学校給食センター
年間使用物資の見積に関する仕様

1 見積合わせの実施

(1) 見積合わせの日程

年間を通じて価格変動が少ないと見込まれる調味料等の物資については、前年度の1月から3月の間に見積合わせを行い、単価を決定するものとする。契約については、新年度4月1日とする。

(2) 見本品（サンプル）の提示

見積対象とする物資については、物資毎に成分、品質等が異なるため、価格の他、成分、品質等も十分に比較検討する必要がある。このため、見積対象となる物資のうち、提示する物資については、内訳書のほか、見本品（サンプル）の提出を求めるものとする。

(3) 見積上の留意点事項

ア 見積の範囲

見積品目は、指示された見積対象品目の全部又は一部から選択できるものとし、その選択は、見積者の裁量に委ねるものとする。

イ 単位

見積額は指定する単位に基づく価格を記入するものとするが、実際の納品単位と異なる場合は、指定する単位に基づく価格を記入するものとする。

ウ 見積額

見積書に記載する見積額は、消費税及び地方税を含まないものとする。

エ 納品単位により、品目が分かれている物資の取り扱い等については、納品する物資の内容は、同じものを納品することとし、使用予定数量は総量とする。

オ その他留意事項

- ・遺伝子組換えが使用されている場合は、その旨を記載すること
- ・冷凍食品以外の精肉、鮮魚については、解凍手間を見込んだ額とすること。
- ・見積品目は原則として国産物資とするが、外国産物資を使用している場合は、見積書にその産地を明記すること。なお、原料が外国産で加工を国内で行った物資については、両方を明記すること。
- ・指示された物資については、内容成分表を見積書と一緒に提出すること。
- ・提出する見本品に業者名及び品目を添付すること。
- ・提示した品目と名称が異なる場合は、見積書の当該品目欄に商品名を記入すること。

2 見積参加の辞退

見積依頼を受けた際、都合により辞退したい場合は、給食センターまで書面により届け出るものとし、見積を辞退した者は、これを理由として以後の見積依頼について、不利益な取り扱いを受けるものではない。ただし、辞退の届出を行わず見積を無断で棄権

した場合は、次回以降の見積において、給食センターは見積依頼を行わないことができる。

3 受注者の決定

(1) 受注者の決定

提出された見積書、見本品などから見積業者ごとに落札物資及び価格を決定し、落札結果を見積者全員に通知するものとする。

(2) 契約の締結

見積書による開札結果に基づき、単価契約を締結し、別途発注書を送付するものとする。

(3) 契約の変更

単価契約の締結後、単価の変更は行わないものとする。ただし、契約期間中、急激な価格高騰等やむを得ない事由があると認められるとき場合のみ受注者は契約変更希望日の1ヶ月前までに契約変更申出書を給食センター所長に提出するものとし、給食センター所長は、速やかに契約変更の可否を回答するものとする。

(4) 契約の解除

契約後、受注者の納入する物資が契約内容及び納入方法に違反し、改善が認められない等、契約履行が不能と認められる場合は、契約を解除することができる。

4 その他

この仕様書に疑義が生じたときは、給食センターと受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(2) 南あわじ市学校給食センター及び南あわじ市沼島学校給食センター
月別使用物資の見積に関する仕様

1 見積合わせの実施

(1) 見積合わせの日程

献立により、当該月において使用する物資を指示するが、見積合わせに関する時期などは価格変動等を考慮の上、日程の目安は次のとおりとし、詳細な行程については見積依頼で通知する。

なお、長期休暇等の関係で、複数月分をまとめて見積合わせを行う場合もある。ただし、新年度の見積依頼は、前年度の3月以降で実施するが、新年度の契約については、地方自治法第232条の3の規定により、新年度4月1日以降に行うものとする。

○日程の目安

ア 一般物資（加工品等）

・見積依頼日 毎月5日ごろ 　・開札日 每月13日ごろ

イ 野菜・肉魚

・見積依頼日 毎月5日ごろ 　・開札日 每月13日ごろ

(2) 見本品（サンプル）の提示

見積対象とする物資については、物資ごとに成分、品質等が異なるため、価格のほか、成分、品質なども十分に比較検討する必要がある。このため、見積対象となる物資のうち、提示する物資並びに肉魚及び野菜については、内訳書のほか、見本品（サンプル）の提出を求めるものとする。

(3) 見積上の留意事項

ア 見積の範囲

見積品目は、提示された見積対象品目の全部又は一部から選択できるものとし、その選択は、見積者の裁量に委ねるものとする。

イ 単位

見積額は指定する単位に基づく価格を記入する者とするが、実際の納品単位と異なる場合は、指定する単位に基づく価格を記入するとともに、備考欄に実際の納品単位及びその単位に基づく単価を記入するものとする。

ウ 見積額

見積書に記載する見積額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

エ その他の留意事項

- ・遺伝子組換えが使用されている場合は、その旨を記載すること。
- ・冷凍食品以外の精肉、鮮魚については、解凍手間を見込んだ額とすること。
- ・見積品目は原則として国産物資とするが、外国産物資を使用している場合は、見積書に野の産地を明記すること。なお、原料が外国産で加工を国内で行った物資については、両方明記すること。
- ・指示した物資について、内容成分表を内訳書と一緒に提出すること。

- ・提出する見本品に業者名及び品目を添付すること。
- ・提示した品目と名称が異なる場合は、見積書の当該品目欄に商品名を記入すること。

2 見積参加の辞退

見積依頼を受けた際、都合により辞退したい場合は、給食センターまで書面により届け出るものとし、見積を辞退した者は、これを理由として以後の見積依頼について、不利益な取り扱いを受けるものではない。ただし、辞退の届出を行わず見積を無断で棄権した場合は、次回以降の見積において、給食センターは見積依頼を行わないことができる。

3 受注者の決定

(1) 受注者の決定

提出された見積書、見本品などから見積業者ごとに落札物資及び価格を決定し落札結果を見積者全員に通知するものとする。

(2) 契約の締結

見積結果による開札結果に基づき、単価契約を締結し、別途発注書を送付するものとする。

(3) 契約の解除

契約後、受注者の納入する物資が契約内容及び納入方法に違反し、改善が認められない等、契約履行が不能と認められる場合は、契約を解除することができる。

4 その他

この仕様書に疑義が生じたときは、給食センターと受注者が協議の上、これを定めるとする。

(3) 南あわじ市学校給食センター及び南あわじ市沼島学校給食センター
発注・納品に関する仕様

1 物資の発注

(1) 発注書の送付

南あわじ市学校給食センター及び南あわじ市沼島学校給食センター（以下「給食センター」という。）は、開札結果に基づき、当該落札者と契約し、必要とする当該月の購入品目を記載した「発注書」を、受注者に対し、Faxなどで送信するものとする。

(2) 発注書の確認

発注内容を確認した受注者は、受信した発注書の所定箇所に確認した旨を記載し、給食センターに返信しなければならない。

2 納品の方法

(1) 納品の時期

納品の時期は次のとおりとし、詳細は給食センターが指定するものとする。

ア 一般物資

使用日2日前（使用日前日が給食センターの休日の場合は、その前の給食センター開所日とする。）までの午後1時30分から午後2時30分までの間とする。ただし、給食センターの指示により、午前7時30分から午前8時までに納品する場合もある。

イ 野菜

使用日当日の午前7時30分から午前8時まで

ウ 肉魚

使用日当日の午前7時30分から午前8時まで

エ 調理用牛乳

使用日当日の午前7時30分から午前8時まで

オ 飲用牛乳

使用日当日の午前7時30分から午前9時まで

(2) 給食センターの検収を担当する職員（以下「検収担当職員」という。）は、納品時に、納品された物資の検収を行うものとし、その際、受注者は、次の書類を検収担当職員に提出しなければならない。

- ・納品書（任意様式）

(3) 納品時の注意事項

- ・納品物資は台車に置くものとし、床への直置きは絶対に行わない。
- ・産地、賞味期限等が、同一のものを納品する。やむを得ず異なる場合は、納品日の2日前の午後3時までにFax又は電話にて給食センターまでその旨の連絡を行わなければならない。

- ・納品時における検収室内への立ち入りは禁止する。

3 納品物資の返品・交換

次の場合には、物資の返品又は交換を行うものとする。

- ・納品時の検収の際に、規格又は数量が不適合の場合
- ・調理過程において、物資が調理に適さないことが確認された場合
- ・衛生の保全が確認できない場合
- ・その他、検収担当職員が不適と認めた場合

4 受注者に係る衛生の保全

(1) 衛生管理に関する協力

受注者は、給食センターが衛生管理に関する協議を行った際には、その意義を十分に理解し、協力するものとする。

5 納品・発注に関する疑義について

この仕様に疑義が生じたときは、給食センターと受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(様式 1)

年 月 日

学校給食用物資見積参加者名簿登録申請書

南あわじ市長様

【申請者】

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号 (Fax)

学校給食の見積に際し、南あわじ市学校給食センター及び南あわじ市沼島学校給食センター食材等調達基準及び物資購入の取り扱いに関する仕様書の仕様に同意しましたので、次により物資見積参加者名簿への登録を申請します。

1 物資見積参加登録 前回登録 有・無 (受付番号第 号)

2 登録品目 ①青果物 ②肉 ③魚
④一般物資 (卵・豆腐類・麺類・乾物
冷凍食品・乳製品・こんにゃく)
⑤上記以外の一般物資 ()

3 提出書類

- 登記簿謄本 (法人の場合)
- 住民票 (個人の場合)
- 使用印鑑届
- 国税及び南あわじ市税に係る納税証明書 (未納税額のない証明書)
- 委任状 (支店業者の場合)
- 食品営業許可書 (写) 又は、食品衛生監視票 (写) (食品加工業の場合)
- 営業所、製造所の所在地図
- その他市長が必要と認める書類等

(様式 2-1)

年 月 日

物資見積参加登録者 各位

南あわじ市教育委員会

物資見積依頼について（月間通し価格）

1. 見積書提出期限 令和 年 月 日 () 正午まで（日時厳守のこと）
 2. 履行期間 契約日から 令和 年 月 日まで
 3. 見積書提出場所
 4. 納入場所
 5. 質問書の提出 令和 年 月 日 () 正午まで
※疑問の点があれば（給食センター）まで書面（様式は任意）で行うこと。
※質問の回答は、月 日 時までにFAX等により送信する。
 6. その他
 - (1) 見積価格は、1か月間通し値とする。ただし、数量・期間の限定がある場合はその内容を記入すること。
 - (2) 使用数量は参考であり、購入を確約するものではない。
 - (3) 学校行事等により、使用数量を変更した場合も見積価格は変更しないこと。
 - (4) 気象警報が発令され、給食中止が決定した場合にもできる限り対応すること。
 - (5) 物資納入業者は、目利きのプロという心構えで見積合せに参加すること。
 - 検収時に品質などで不備がある場合は返品するものとし、また後日必ず報告書を提出すること。
 - (6) 見積価格は税抜き価格で記入すること。
 - (7) 物資の原料は、産地（○○県○○市等できる限り詳細に）記入すること。
 - (8) 加工食品にあっては、原料の産地、メーカー、工場などを明確にすること。（成分表、内容成分表等添付のこと）
 - (9) 食品の規格等を指定した場合は、規格品以外の見積はできないこと。
 - (10) 見積価格は、原則として1kgあたりの金額を記入すること。それ以外の場合は、できるだけ明確に記入すること。
 - (11) ロット違いの場合は、納品日までに、Fax又は電話連絡をすること。原則2ロットまでとする。（3ロットは受け付けない）
 - (12) 何らかの事情で物資が欠品となる場合は、必ず給食センターへ連絡の上、協議に応じ、適切に対応すること。
7. 契約成立条件
- この契約は、本調達にかかる令和〇年度の予算の議決がされることを条件として、令和〇年4月1日に契約成立するものとし、予算が議決されなかった場合は、本調達手続きを停止するものとする。

(様式 4)

物資見積辞退届

件 名

上記の件について、見積依頼を受けましたが、都合により見積を辞退します。

年 月 日

南あわじ市教育委員会 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(本件担当者：連絡先)

担当部署

担当者

連絡先

学校給食物資購入契約基本条項

南あわじ市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）
は、学校給食物資の購入について、次のとおり契約を締結する。

（契約内容）

- 第1条 この契約の対象となる物資の価格は、発注を受けた時の価格とし、発注者からの依頼により見積額を提示するものとする。
- 2 この契約に係る仕様は、特記された事項を除き、令和〇年〇月〇日付け物資購入の取扱に関する仕様書によるものとする。

（契約期間）

- 第2条 この契約の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（納入方法）

- 第3条 契約期間中において、受注者は、発注者の発注書により指定された日時及び場所に発注された物資を納入しなければならない。

（検収）

- 第4条 発注者は、受注者から物資の納品を受けたときは、直ちに検収しなければならない。
- 2 受注者は、前項の検収に合格しないものについては、速やかにこれを代替品と取り替えなければならない。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。
- 3 前2項に規定する検収に要する費用及び検収のために消耗、変質した食材の損失については、受注者の負担とする。

（支払）

- 第5条 受注者は、契約期間内に納入完了した分（月単位）を取りまとめた上、発注者に代金の支払いを請求し、発注者は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。
- 2 前項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の契約解除権）

- 第6条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がされないときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (1) 第3条の納入期限までに物品が納入されないとき、又は納入の見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約の履行について受注者に重大な過失があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか受注者がこの契約事項に違反したとき。
- 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何ら催告を要せずに直ちにこの契約

の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) この契約が履行される見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が、この契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) この契約の履行について受注者に不正の行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、受注者がこの契約を履行せず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(契約が解除された場合の違約金)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の総額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものを除く。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(受注者の契約解除権)

第8条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となった場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がされないとときは、この契約を解除することができるものとする。

(危険負担)

第9条 物資納入に至るまでに発生した物資の損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、納入を受けた物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、契約不適合が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、損害賠償の請求をすることができない。
- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求（以下「代金減額請求」という。）することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項から前項までに規定する追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除（以下「請求等」という。）は、物品の納入の日から1年が経過する日までに行わなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求のできる期間は民法の定めるところによる。
- 5 発注者が、前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知をした日から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求したものとみなす。
- （秘密の保持）
- 第11条 受注者は、この契約の履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- （契約外の事項）
- 第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として本通2通を作成し、発注者、受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 兵庫県南あわじ市市善行寺22番地1
南あわじ市
代表者 南あわじ市長 守本 憲弘 (印)

受注者

(印)

学校給食用物資納入業者資格登録通知書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

南あわじ市長 守 本 憲 弘

貴社（店）を南あわじ市学校給食用物資納入業者として登録決定しましたので通知いたします。

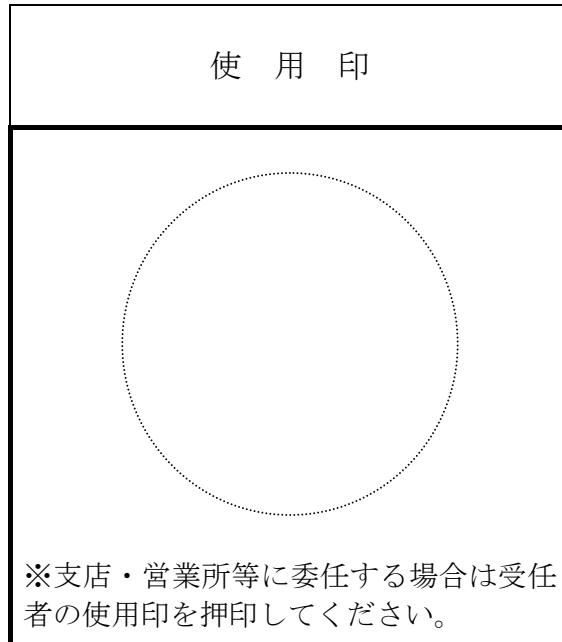
なお、納入については次の注意事項に留意してください。

資格登録有効期間：令和 年 月 日 まで

【注意事項】

- 指定条件（物資の規格・品質・納入日時等）は、責任をもって納品すること。
- 指定条件と相違する物資については、その代金を請求することなく新品と交換または、返品に応じること。
- 納品の際は、指示通りの検収に応じること。
- 学校などの都合による、納入量の変更及び取り消しに応じること。
- 業者登録期間中であっても献立の都合により注文しないことがある。
- その他、南あわじ市学校給食センター所長の指示に従うこと。

使 用 印 鑑 届



上記の印鑑は、学校給食用物資見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

委任状

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

私は、南あわじ市学校給食用物資の見積に関する件、次の者を代理人と定め、貴市に対する下記に関する権限を委任します。

受任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
FAX番号

委任期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

委任事項

- 1. 学校給食用物資見積に関する件
- 2. 契約保証に関する件
- 3. 契約の締結に関する件
- 4. 学校給食用物資の納入に関する件
- 5. 契約金の請求並びに受領に関する件
- 6. その他

〔 〕

(注)

1. 委任事項を限定するときは、委任しない事項を横線で抹消してください。
2. 委任事項を追加するときは、上記 6. その他欄へその内容を加えてください。
3. 単に見積書の提出や契約書の受け渡しをする営業(事務)担当者等は、委任状で言う受任者にはあたりません。受任者とは、代表者から委任を受けて“見積、契約等の法律行為を自己の名と責任において行う者”を言います。

チェックリスト（学校給食用物資見積参加者名簿登録）

No.	提出書類	チェック事項	必要の有無
1	学校給食用物資見積参加者名簿登録申請書(様式1)	<ul style="list-style-type: none"> ・前回登録の有無にチェックがされているか。 ・前回登録が有の場合、受付番号が記載されているか。 ・登録品目にチェックがされているか。 ・登録品目について、⑤上記以外の一般物資に該当する場合、品目が記載されているか。 	○
2	納税証明書(国税)★ 未納税額のない証明書(南あわじ市税)★	<ul style="list-style-type: none"> ・法人=その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 ・個人=その3の2「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 <p>※交付窓口:税務署</p> <p>※南あわじ市内に本店又は委任を受けた支店等の営業所がある場合のみ。</p> <p>※証明日現在で、南あわじ市税に係る未納税額のない証明(納税証明書とは別のもの)</p> <p>※交付窓口:総合窓口センター(南あわじ市本館1階)</p>	○
3	登記簿謄本(法人の場合)★	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書 	○ >(どちらか)
	住民票(個人の場合)★	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯員の一部(申請者本人のみ)が表示されたもので可。 	○ >(どちらか)
4	使用印鑑届	<ul style="list-style-type: none"> ・支店等の場合は、支店等の代表者の印。 	△
5	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・支店等へ委任する場合に提出。 	△
6	各種許可書等	<ul style="list-style-type: none"> ・食品営業許可書 ・食品衛生監視票(写し)※食品加工業の場合 	△
7	営業所・製造所の所在地図		○
8	その他市長が必要と認める書類等		△

※★印の各種証明書は、証明年月日が申請書提出時以前の3ヶ月以内のものを提出してください。